

昭和五十二年 特別職の報酬等答申

三役の給料並びに議会議員の報酬を定める場合には、月瀧村特別職報酬等審議会に諮問することになっております。昭和52年度の額を諮問するため、1月21日の方々に委員に任命しました。

- (敬称略)
- 農業団体 和平信平
 - 商工団体 登石栄作
 - 学識経験 渡辺潤
 - 部落代表 北助蔵
 - 労働団体 小林辰次
 - 婦人団体 五十嵐タケ
 - 月瀧村特別職報酬等審議会を、

1月25日月寿荘で開催、渡辺潤氏を会長に互選、諮問のありました件について審議の結果次のように答申されました。

- 一、三役の給与
 - 村長 月額 三〇〇千円
 - 助役 " " 二五〇千円
 - 収入役 " " 二二六千円
- 二、議会議員の報酬
 - 議長 月額 八三〇千円
 - 副議長 " " 七二〇千円
 - 議員 " " 六五〇千円
- 三、議会議員の期末手当の12月支給率を昭和52年度から2.1ヶ月を

報酬を 社会福祉に寄附

小林さん

大月月瀧の小林辰次さんは、昭和五十二年度特別職報酬審議会委員に任命され、報酬(二千五百円)を支給されましたが、これを村の社会福祉に役立ててほしいと村社会福祉協議会に寄附されました。協議会では有効に使用させて頂き、ありがとうございます。

2ヶ月に改める。
改正の時期
昭和52年4月1日

国民年金の保険料が 2,200円になります

国民年金コーナー

現在、国民年金の保険料は、定額保険料が一ヶ月一、四〇〇円、付加保険料が一ヶ月四〇〇円ですが、この四月から定額保険料のみ一ヶ月二、二〇〇円に改定されます。

もともと国民年金の加入者は、所得の高い人や低い人などその階層は非常に複雑です。このような特殊性を考慮して、国民年金の保険料は、急激な負担増をさしひかえ、毎年、徐々に引き上げるといった方法がとられてきました。

今度の改定は、昨年の制度改善にもなうアップということですが、引き上げ幅については、これまでの考え方に基づいて、これまで付水準に見合った負担をしていただくということにしています。したがって、以後も毎年、保険料の改定が行われることになりませんが、第一段階の月二、二〇〇円でも非常に高くなったという感じをもたれるかもしれません。

新潟県国民年金保養センター 愛称決定

かねてより、いづれ湯の里、湯之谷温泉郷に建設中の保養センターの愛称がこのほど決定されました。応募作品も三八〇件に達し、審査委員会による選考の結果、「こしじ」と決定しました。

古い家庭配置薬品にご注意

家庭配置薬品には、相当古いものや、製造中止になったものやそのままだけの業者があるようです。次のことに注意してください。

最低賃金は2,048円に!! (12月から)

最低賃金の名	最低賃金額	除外賃金	追加又は除外の産業職種等	効力発生日
新潟県最低賃金	1日 2,048円 ⑧・⑨ 1時間 256円	精皆勤手当 通勤手当 家族手当		51.12.22
新潟県卸売業・小売業最低賃金	1日 2,200円 ⑧・⑨ 1時間 275円	精皆勤手当 通勤手当 家族手当	①飲食店を除く ②清掃、片付け、贈いの業務に主として従事する者を除く	51.12.22
新潟県食品製造業最低賃金	1日 2,250円 ⑧・⑨ 1時間 282円	精皆勤手当 通勤手当 家族手当		51.12.30

◎最低賃金額欄の⑧は、1日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者、⑨は、賃金の大部分が時間によって定められている者。

昭和51年分農業所得標準は、1月31日県下一斉に発表されました。本年は、冷害を反映して、水稻では収量が59キロ、所得で5,261円の減となり、その他でも大半が前年を下回りました。月瀧村に適用される標準は、次のとおりです。

1 水稻 (10a当)

区分	収入内訳			必要経費							計	差引所得		
	収量	単価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	雇人費	農具費	償却費	農薬費			その他	
災害地	302	(100kg当り)												
普通地	528	27,503	145,215	2,548	1,494	7,550	3,500	2,707	4,589	3,000	13,948	39,336	105,879	

2 普通畑 (10a当)

区分	収入内訳			必要経費							計	差引所得
	収量	作割	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	農具費	償却費	その他			
計		133.9	64,371	1,728	9,912	7,918	2,056	2,563	7,989	32,166	32,205	

(収量10a当) 収入内訳

ばれいしょ	1,151K	21.9	11,294
甘しょ	1,221"	5.1	2,055
雑こく	76"	28.3	3,869
野菜	1,617"	78.6	47,153

3 特殊田畑

種類	単位	所得金額	種類	単位	所得金額
青系	10a当	119,900円	いちご	10a当	86,600円
赤系	"	100,100	はす田	"	99,000
桃	"	62,000	球	チューリップ	80,000
ぶどう	"	108,000	根	アイリス	92,000

共同納税相談の実施

昭和五十一年分所得の申告(所得税、村県民税)をしていただく時期がきました。

① 昭和五十一年中に営業、農業等の事業を営んでいる方で昭和五十一年分の所得税の確定申告をしなければならない方。

② 昭和五十一年中に地代、家賃等の収入があつて昭和五十一年分の所得税の確定申告をしなければならない方。

③ 給与所得者で昭和五十一年に収入のあつた給与所得以外の所得がある方。

④ 昭和五十一年中に退職し、昭和五十一年一月一日現在給与の支給を受けていない方。

⑤ 昭和五十一年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金所得のある方。(農業専従者で日雇所得のある方)

⑥ 持参していただくもの
(1)印鑑。(2)生命保険料及び損害保険料の支払証明書等。(3)小規模企業共済組合の支払証明書。
(4)医療費控除を受けようとする方は、医療費の領収証。(5)給料報酬等の支給を受けている方は、源泉徴収票

共同納税相談日程

月日	時間	場所	区域及び対象者
3月1日(火)	午前9時~午後4時	月寿荘	東長島、釣寄新
3月2日(水)	"	"	釣寄
3月3日(木)	"	"	木戸
3月4日(金)	午前10時~午後3時	"	税務署より通知のあつた方(所得税・譲渡所得・贈与税)
3月7日(月)	午前9時~午後4時	"	大別当
3月8日(火)	"	"	上曲通
3月9日(水)	"	"	西宮場
3月10日(木)	"	"	月眉(役場より上町)
3月11日(金)	"	"	月眉(役場より下町)
3月12日(土)	午前9時~午後0時	"	下曲通
3月13日(日)	"	"	定められた日に都合のできない方